

## 公益社団法人大正琴協会マーク等の使用規約

公益社団法人大正琴協会が一切の権利を有するマーク（以下、当該マークという）の第三者の使用は、当協会の規定に基づき次に定める範囲で使用を許可します。

### 1.当該マークの使用目的

当協会が管理するマークは、大正琴音楽の次世代への伝承と芸術文化の振興、または、当協会の周知を目的に使用するものとします。

### 2.使用できる者の範囲

当該マークは、一部に使用者の制限があります。

#### (1) 公益社団法人大正琴協会マーク

【使用者の制限】 当協会正会員または賛助会員のみ使用可

#### (2) 「大正琴の日」ロゴマーク

【使用者の制限】 なし

### 3.使用申請ならびに使用報告

前各項に従い使用する限り、当協会は使用者からの当該マークの使用申請を要せず使用を許可します。使用後の当協会への報告は必要ありません。

### 4.使用許可の取り消し

次の何れかに該当する場合は、当協会は使用の即時取り止めを命じます。これにより当協会に損害が発生した場合は、法的な手続きを講ずる場合があります。

(1) 当協会の信用や大正琴音楽文化の品位を損ねるおそれがあるとき

(2) 当協会が主体または主催であると誤解を招くおそれがあるとき

(3) 特定の個人、政党、宗教団体、主義主張を支援または公認していると誤解を与えるおそれがあるとき

(4) 独占的使用または営利目的が疑われるとき

(5) 許可なく当該マークの色やデザイン等を変更したとき

### 5.その他

本規定にない事例が発生した場合は、使用者は速やかに当協会と相談し、その指示に従うものとします。